

議決権種類株式に係る上場審査の観点の明確化のための
上場審査等に関するガイドラインの一部改正について

平成 26 年 7 月 2 日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所では、本年 2 月 5 日付で「IPO の活性化等に向けた上場制度の見直しについて」(制度要綱) を公表し、我が国においても利用ニーズが顕在化しつつある議決権種類株式の上場制度について、上場審査の観点を明確化する方針を掲げております。

今般、当該方針に基づき、本年 3 月に我が国ではじめて議決権種類株式を利用して上場した事例に係る上場審査で考慮した事項も含め、「上場審査等に関するガイドライン」を一部改正いたしました(詳細につきましては、規則改正新旧対照表をご覧ください。)。

なお、本改正にあわせて「新規上場ガイドブック」を改訂し、より詳細な解説を行う予定にしておりますので、ご参照ください。

(http://www.tse.or.jp/listing/b_listing/guide/index.html)

II 改正概要

議決権種類株式に係る上場審査では、以下の事項への適合状況を確認することを明確化します。

- ・議決権の多い株式を利用することにより、特定の者が経営に関与し続けることができる状況を確保することが、株主共同の利益の観点から必要であると認められ、かつ、そのスキームが当該必要性に照らして相当なものであると認められること。

- ・議決権の多い株式の利用の主要な目的が、新規上場申請者の取締役等の地位の保全や買収防衛策ではないこと。

- ・議決権の多い株式の利用の目的、必要性及びそのスキームが適切に開示されていること。

※ 上記のほか、議決権の多い株式の株主が新規上場申請者の取締役等でない場合は、上場審査等に関するガイドラインに定める追加的な要件に適合することを要するものとします。

(備考)

- ・上場審査等に関するガイドライン
II 6. (4) a

- ・上場審査等に関するガイドライン
II 6. (4) b

- ・上場審査等に関するガイドライン
II 6. (4) c

- ・上場審査等に関するガイドライン
II 6. (4) d

III 施行日

本年 7 月 7 日から施行します。

以上